5-(1)	研究開発設備に関する規制緩和
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の 根拠法令	高圧ガス保安法5条1項、14条1項
要望の 具体的内容	研究所全体の全研究設備の一日の高圧ガス処理量合算値が100㎥を超える場合であっても、小規模研究設備（ラボ設備・ベンチ設備で処理量≦10㎥/日）および中規模研究設備（処理量≦100㎥/日）については、その設置・変更・設備追加に関して都道府県知事の許可を求めるのではなく、手続きを簡素化（例：届出制への移行、小規模研究設備の設置については高圧ガス保安法の適用除外）すべきである。
規制の現状と 要望理由等	高圧ガス保安法5条1項・14条１項により、一日の処理量が100㎥以上の研究開発設備は、実プラントと同等に、その設置・変更・設備追加に際しては都道府県知事の許可を得る必要がある。この場合、ある1つの研究開発設備の一日の処理量が100㎥未満であっても、研究所全体の全設備の一日の処理量合算値が100㎥を超えると、都道府県によっては、同法同条の適用を受け、知事の許可を求められることがある。 研究開発設備にも実プラントと同水準の手続き・技術的水準が要求されることに起因する時間的なロス・コストアップ等により、場合によっては研究開発の一部を海外で実施せざるを得ない状況であり、実際に海外へ研究開発を移管する事例が出てきている。 平成22年6月16日に閣議決定された「新成長戦略」において、「成長を支えるプラットフォームとして、研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化」が挙げられている。研究開発は日本の製造業の国際競争力の源泉であり、一日でも他国に先んじて結果を出すことが求められている。また、技術流出のリスクを回避し、新興国に対する技術的なリードタイムを維持するため、研究開発を日本国内で継続することが必要であり、本件規制緩和は「新成長戦略」にも合致する。 研究開発設備に関する手続きの簡素化により、研究開発期間の短縮が可能になり、少なくとも、諸外国に劣後している競争条件が改善に向かい、研究開発の海外移管に一定の歯止めがかかる。また、研究開発に関わるコストダウンも期待される。
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省　原子力安全・保安院　保安課